旧緊急時避難準備区域(広野町)に居住していた申立人の精神的損害について、避難場所の移動回数が相当程度多かったことなどの事情を考慮して、最終的な移動を行った平成23年8月まで、日常生活阻害慰謝料(3割の増額分)が賠償されるとともに、避難により同町内にある親族の墓参りや仏事ができなくなったことを考慮して、一時金として10万円が賠償された事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、次の損害項目及び期間について和解する こととし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確 認する。

精神的損害 (増額)

28万円

(内訳) 平成23年3月11日から平成23年8月25日まで18万円 一時金(亡母の仏事・墓参ができなかった) 10万円

2 和解金

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目に対する和解金として、金28万円の支払義務があることを認める。

- 3 支払方法
  - (省略)
- 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して 別途請求しない。
- 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年9月20日

(仲介委員 國重愼二)